

12. 仕事中に子どもが体調不良に

体調不良児支援事業

子育てと就労の両立を支援することを目的に、お子さんが学校等で医師の診療が必要な体調不良となった際、保護者等(父・母・祖父母等)がどうしても迎えに来られない場合のみ、保護者に代わって町の保健師等が「磐梯町医療センター」まで同行し受診します。



<登録制となります>

保護者不在(迎えに来られない)の際の対応となるので、保護者の同意と児童の身体情報等を付した申請が必要です。

<磐梯町医療センターでの受診について>

診療とその後の見守りを保護者が迎えに来るまでの間行います。

※ 令和6年度から「かかりつけ医」への同行は行っておりません。

<本支援事業での対応がとれない、または対象とならない場合について>

- ・インフルエンザ等の感染症(学校感染症)、及びその疑いがある場合
- ・救急搬送された場合
- ・磐梯町医療センター以外の医療機関(かかりつけ医)の受診を希望する場合。

問合せ先:教育課 ☎0242-73-2017